

各種届出の内容と提出期限について

内容		提出期限
変更	事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更が生じた場合	変更が生じた日から10日以内 ただし運営規程の内容のうち、人員基準を満たした上での「従業員の職種、員数及び職務の内容」の変更については、変更の届出は1年のうちの一定の時期に行うことにかまわない。 ※介護老人保健施設及び介護療養型医療施設については、変更内容によっては、変更申請書が必要となる。
廃止・休止	事業所が当該事業を廃止・休止しようとするとき	廃止・休止する日の1月前まで
指定辞退	事業所が当該事業の指定を辞退しようとするとき (対象：介護老人福祉施設、介護療養型医療施設)	辞退する日の1月前まで
再開	休止中の事業所を再開した場合	再開した日から10日以内
加算	事前に介護給付費算定体制に関する届出を提出	原則、算定する前月の15日まで(必着)。その他、加算によって提出期限が異なるので、「介護給付費算定体制に係る届出」を参照。

「長崎県 長寿社会課」のホームページに様式を掲載しています。

<http://www.pref.nagasaki.jp/>

ホーム<分類で探す<福祉・保健<高齢者・介護保険<介護保険事業者の諸手続き<介護保険事業者の指定申請・更新申請・変更手続き

《 添付書類一覧 》

変更があった際には、**変更後10日以内**に事業所単位で変更届出書等を介護サービス班宛提出して下さい。

(事業所の所在地の変更等変更内容によっては事前協議が必要な場合もありますので、ご注意下さい。)

※ 必要な書類

①変更届出書 (第3号様式)

②下記添付書類

※ 様式のダウンロード

<http://www.pref.nagasaki.jp/object/tetsuduki-shinsei/tetsuduki-shinseikankei/72127.html>

ホーム<分類で探す<福祉・保健<高齢者・介護保険<介護保険事業者の諸手続き<介護保険事業者の指定申請・更新申請・変更手続き

※ 届出内容によっては、下記以外に追加書類をお願いすることがあります。

変更があった事項		添付書類	対象サービス
1	事業所（施設）の名称	・新旧の運営規程	全サービス
2	事業所（施設）の所在地	・新旧の運営規程 ・移転先の事業所の平面図 ・建物の賃貸借契約書等の使用権原を証する書類の写し ・必要に応じて建築基準法及び消防法に基づく検査済証等の写し ・医療機関の場合は、必要に応じて病院の使用許可証、診療所の使用許可証若しくは届出書等の写し ・電話番号、ファックス番号が変わった場合は、変更届出書に記載	全サービス
3	事業（開設）者の名称・主たる事務所 の所在地	・定款 ・登記事項証明書 ・電話番号、ファックス番号が変わった場合は、変更届出書に記載	全サービス
4	代表者の職・氏名、生年月日及び住所	・登記事項証明書 ・誓約書(参考様式9-1)、役員名簿(参考様式9-2、新しい代表者のみ記載)	全サービス
5	定款・寄附行為及びその登記事項 証明書・条例等（当該事業に関するものに限る。）	・定款・寄附行為 ・登記事項証明書・条例等	全サービス
6	事業所（施設）の建物の構造、専用 区画等	・新旧事業所の平面図	介護老人保健施設を除くサービス <介護老人保健施設は、介護老人保健施設開設許可事項変更申請書(第6号様式)による事前の許可申請が必要>
7	備品(訪問入浴介護事業及び介護 予防訪問入浴介護事業)	・備品一覧表(様式は任意)	(介護予防)訪問入浴介護

変更があった事項		添付書類	対象サービス
8	事業所（施設）の管理者の氏名、生年月日及び住所（介護老人保健施設を除く。）	<ul style="list-style-type: none"> ・管理者経歴書 ・勤務形態一覧表（必要に応じて資格証等の写し） ・誓約書（参考様式9-1）、役員名簿（参考様式9-2、新しい管理者のみ記載） ・兼務職員一覧（指定事業所以外で兼務がある場合） 	介護老人保健施設を除くサービス <介護老人保健施設は、介護老人保健施設管理者承認申請書（第7号様式）による事前の承認申請が必要>
9	サービス提供責任者の氏名及び住所等	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス提供責任者経歴書（届出書に住所を記載することで省略可） ・勤務形態一覧表、資格証等の写し ・兼務職員一覧（指定事業所以外で兼務がある場合） 	（介護予防）訪問介護
10	運営規程	<ul style="list-style-type: none"> ・新旧の運営規程（従業者の人数変更の場合は変更日からの勤務形態一覧表及び新規就労者の資格証等の写し） ・変更箇所及び内容が分かるように変更届出書に記載 ・兼務職員一覧（指定事業所以外で兼務がある場合） 	全サービス <但し、介護老人保健施設は、定員及び従業者数等の変更がある場合は、介護老人保健施設開設許可事項変更申請書（第6号様式）による事前の許可申請が必要>
11	協力医療機関（病院）・協力歯科医療機関	<ul style="list-style-type: none"> ・協力医療機関との契約書等の写し（変更届出書に協力医療機関の診療科目を記載） 	<ul style="list-style-type: none"> ・（介護予防）訪問入浴介護 ・（介護予防）短期入所生活介護 ・（介護予防）特定施設入居者生活介護 <介護老人保健施設は、介護老人保健施設開設許可事項変更申請書（第6号様式）による事前の許可申請が必要>
12	事業所の種別	-	<ul style="list-style-type: none"> ・（介護予防）訪問看護 ・（介護予防）訪問リハビリ ・（介護予防）通所リハビリ ・（介護予防）居宅療養管理指導 ・（介護予防）短期入所療養介護 ・介護療養型医療施設
13	提供する居宅療養管理指導の種類	・新旧の運営規程	（介護予防）居宅療養管理指導
14	事業実施形態（単独型、本体施設が特別養護老人ホームの場合の空床利用型・併設型の別）	<ul style="list-style-type: none"> ・付表 ・新旧の運営規程 ・勤務形態一覧表（必要に応じて資格証等の写し） 	（介護予防）短期入所生活介護
15	入院患者又は入所者の定員	<ul style="list-style-type: none"> ・付表 ・新旧の運営規程 ・勤務形態一覧表（必要に応じて資格証等の写し） ・新旧事業所の平面図 ・必要に応じて建築基準法及び消防法に基づく検査済証等の写し ・医療機関の場合は、必要に応じて病院の使用許可証、診療所の使用許可証若しくは届出書等の写し 	<ul style="list-style-type: none"> ・（介護予防）短期入所生活介護 ・（介護予防）短期入所療養介護 <介護老人保健施設は、介護老人保健施設開設許可事項変更申請書（第6号様式）による事前の許可申請が必要> <介護療養型医療施設は、指定介護療養型医療施設指定変更申請書（第9号様式）による事前の許可申請が必要>
16	福祉用具の保管・消毒方法（委託している場合にあっては、委託先の状況）	<ul style="list-style-type: none"> ・変更後の福祉用具の保管・消毒方法（委託の場合は、変更した契約書の写し又は委託先の保管・消毒の方法がわかる書類） 	（介護予防）福祉用具貸与
17	併設施設の状況等	<ul style="list-style-type: none"> ・新旧事業所の平面図 	<ul style="list-style-type: none"> ・介護老人福祉施設 ・介護療養型医療施設 <介護老人保健施設は、介護老人保健施設開設許可事項変更申請書（第6号様式）による事前の許可申請が必要>

変更があった事項		添付書類	対象サービス
18	役員の氏名、生年月日及び住所	・誓約書、役員名簿(役員名簿は新役員のみ記載)	全サービス
19	介護支援専門員の氏名及びその登録番号	・介護支援専門員一覧表 ・勤務形態一覧表 ・新規就労者の介護支援専門員登録証明書又は介護支援専門員証の写し(最新のもの)	・(介護予防)特定施設入居者生活介護 ・居宅介護支援事業 ・介護老人福祉施設 ・介護老人保健施設 ・介護療養型医療施設

【留意事項】

- ① 勤務形態一覧表について
記載する職名、あるいは兼務の状況の記載もれがないようにすること。
(当該事業所にあつては専従であるのに、他の事業所と兼務していることから兼務としているケースがあるので注意すること。)
基準上、常勤換算が必要なものについては、常勤換算数がもれなく記入すること。また、他の併設する事業所と常勤兼務として1と計算している場合もあるが、この場合は非常勤専従のため1にはならない。
事業所ごとの勤務時間を記入すること。
- ② 資格証について
結婚等により、資格証と勤務形態一覧表の氏名(姓)が異なる場合は、同一人物であることを示すために、資格証の写しに、申請法人代表が証明すること。
- ③ 平面図について
平面図内に部屋の名称を記載すること。また専用、共用の区別がわかるように表示すること。
- ④ 介護支援専門員を配置している事業所(施設)
介護支援専門員の資格は5年間の有効期限があるため、有効期限前に県から更新研修の通知等をしており、更新研修受講後、資格更新の手続きを行うこととなっている。
資格更新がなされていないとケアマネ業務は行えないので、有効期限の確認、更新研修受講、更新手続きには十分留意すること。
本人自身はもちろんのこと、事業所(施設)管理者も資格証の管理・確認に十分留意すること。
- ⑤ 誓約書
変更する内容が、誓約書の添付を要する場合、サービス毎に様式が異なるので、注意すること。
居宅サービス ……参考様式9-1-①
介護予防サービス ……参考様式9-1-② ※居宅と予防の場合、①と②を添付
居宅介護支援 ……参考様式9-1-③
介護老人福祉施設 ……参考様式9-1-④
- ⑥ 定員の変更について
利用定員の変更を行う場合、勤務形態一覧表及び定員増に伴う従業員の増員がある場合には、資格証(写)を添付。
通所介護で、利用定員・営業日等の変更を行う場合には、人員配置や事業所規模の変更の有無について留意すること。